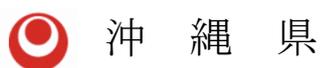


2022年度

ウチナーンチュ子弟等留学生

(アジア諸国等海外留学生)

募集要項



ウチナーネットワークコンシェルジュ

Uchinā Network Concierge (UNC)

一般社団法人 世界若者ウチナーンチュ連合会 (WYUA) と

公益社団法人 青年海外協力協会沖縄事務所 (JOCA沖縄) による共同企業体

A joint venture of the World Youth Uchinanchu Association (WYUA) &

Japan Overseas Cooperative Association (JOCA)

1 目的

この事業は、沖縄県出身移住者子弟及びアジア諸国等から優秀な人物（以下「留学生」という。）を選抜し、県内の大学や県内企業、伝統芸能修得機関（以下「大学等」という。）で就学・研修させるとともに、沖縄の歴史・文化・習慣の理解促進、県内企業での実務経験、県民との交流促進等の機会を提供することで、次世代へのウチナーネットワーク継承に向けて将来的に本県と出身国との架け橋になる人材を育成し、本県との国際交流に寄与せしめることを目的とする。

なお、本事業は、沖縄県の委託を受けてウチナーネットワークコンシェルジュ（以下「UNC」）が実施する。

2 定義

留学生は、沖縄県出身移住者の子弟を対象とする海外移住者子弟留学生、アジア諸国等の海外出身者を対象とするアジア諸国等海外留学生とする。なお、「アジア諸国等」とは、沖縄県と相互交換留学をしている国及び地域（中国福建省、台湾）とする。

3 留学先

県内の受入大学等にて科目等履修生、伝統芸能研修生、企業等研修生として修学する。

受入大学： 琉球大学、名桜大学、沖縄県立芸術大学、

受入施設： 日本語学校、各研修施設

コース： ①科目等履修生Aコース 6ヶ月

県内の各大学で科目履修生として修学します。

内 容：日本語 + 科目選択

②伝統芸能習得コース 6か月

県内の日本語学校で3ヶ月学んだ後、伝統芸能を教えている各学校・教室・施設で技術研修を実施します。 ※日本語学校は研修生の語学力により判断する。

内 容：日本語学校 + 伝統芸能・工芸研修

研修例：漆器、紅型、三線製作、太鼓製作、琉球料理（沖縄料理）等

4 留学期間

留学期間は2022年9月1日（もしくは10月）から2023年3月31日まで半年以内の期間とする。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、中止または受入期間や実施方法の変更を行うことがある。

5 奨学金の内容

5-1 奨学金の支給

UNCは、留学生に対し留学に必要な経費を下記に定めるところにより支給する。

区分	支給額	内容
旅費	実費	留学生の居住国の国際空港と那覇空港間の往復航空運賃（エコノミー・クラス）と日本国内において乗継に要する交通費等

学 費	実費	検定料、入学金、授業料に要する経費等
生活費	70,000円	月額（寮費等の実費を別途支給） ※寮設備のある大学の場合、大学寮に住むこととする
厚生費	実 費	国民健康保険、普通傷害保険、住宅総合保険に係る保険料
その他	実 費	知事が必要と認める経費

※パスポートおよびビザの取得に係る費用は自己負担とする。

※留学最初の月の生活費は、本県到着日から月末までの日額支給とする。

※留学最後の月（3月分）の生活費は、帰国日までの日額支給とする。

5-2 奨学金の決定の取り消し

留学期間中以下の場合には奨学金の支給決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 奨学金の辞退の申し出があったとき
- (2) 休学又は停学若しくは退学したとき
- (3) 誓約書の誓約事項に違反したとき
- (4) 前各号のほか、留学生として相応しくないと認められたとき

6 応募資格の条件

以下の各号の資格条件をすべて備えている者のみ、応募することができる。

- (1) 沖縄県出身の移住者子弟であること。または、アジア諸国等の海外出身者を対象とするアジア諸国等海外留学生であること。なお、「アジア諸国等」とは、沖縄県と相互交換留学をしている国及び地域（中国福建省、台湾）とする。
- (2) 各国推薦機関の長（下記）の推薦する心身ともに健全な者
 - ①海外移住者子弟留学生
出身国・地域の沖縄県人会長
 - ②アジア諸国等海外留学生
政府機関、並びに現在又は直前まで在籍していた教育機関及び勤務先における留学希望者を管轄する立場にある者
- (3) 出身国の学校教育12年の課程を修了した者又はそれと同等以上の学力を有する者であって、受入大学で修学を許可される条件を有する者
- (4) 2022年4月1日時点で35歳未満である者（生年月日が1987年4月1日以降の者。）
- (5) 修学に必要な日本語を理解できる能力のある者（海外移住者子弟は、日本語能力試験N4相当の能力を有する者。アジア諸国等海外留学生は日本語能力試験N2相当の能力を有する者。又は、受入機関が認める基準を満たす者）
※琉球大学については、日本語能力試験（JLPT）N2以上の日本語能力が求められます。
- (6) 留学中に県が支給する奨学金を越える必要経費について自己負担する能力のある者
- (7) 留学中の身元保証人として、留学に理解と協力の得られる親族等が県内に居住している者。但し、アジア諸国等海外留学生の身元保証人については、県内居住者に限らないものとする。
- (8) 留学終了後は、その成果を積極的に生かし、次世代へのウチナーネットワークの継承のため将来

指導的役割を果たし得ると認められ、出身国の発展及び、海外沖縄県人会の活動に積極的に参加し、本県と出身国との友好親善に貢献しようとする者。

7 応募書類

7-1 応募書類（科目等履修生コース）

(1) 推薦機関は、次の各号に掲げる書類を添えて候補者を推薦するものとする。

- ① 推薦書(第1号様式)及び推薦理由書(第2号様式)
- ② 留学願書(第3号様式)
- ③ 履歴書(第4号様式) ※「入学」及び「卒業」年月日がわかるように明記してください。
- ④ 誓約書(第5号様式)
- ⑤ 身元保証書(第6号様式)
- ⑥ 留学後の進路調査(第7号様式)
- ⑦ 日本語理解力調査書(第8号様式) ※日本語能力検定資格認定証の写しを添付
- ⑧ 留学同意書・推薦書(第9号様式)
- ⑨ 健康診断証明書(第10号様式)
- ⑩ コース選択表(第11号様式)
- ⑪ 専攻希望書(第11号様式別添①大学用)
- ⑫ 委任状(第12号様式) 二重国籍者は日本と居住国の旅券の写しを2つとも提出
- ⑬ 旅券(パスポート)の写し
- ⑭ 応募時以前3ヶ月以内に撮影した顔写真(縦4cm×横3cm)8枚
- ⑮ 留学志望動機等に対する作文(第25号様式4枚以上を本人自筆による日本語で書くこと)
- ⑯ 受入大学の要求する出願書類

※各大学所定の募集要項が発行され次第、別途送付します。

なお、希望大学への出願書類は募集要項が発行され次第、別途依頼します。

- ⑰ その他選考及び留学に必要な書類

*必ず規定の様式を使用すること。

*日本語で記入すること。

*二重国籍者は日本と居住国の旅券の写しを2つとも提出すること。また、「委任状(第12号様式)」を提出すること。

*日本語能力試験の有資格者は、日本語能力認定書の写しも添付すること。

7-2 応募書類（伝統芸能研修希望者）

(2) 推薦機関の長は、次の各号に掲げる書類を添えて候補者を推薦するものとする。

- ① 推薦書(第1号様式)及び推薦理由書(第2号様式)
- ② 留学願書(第3号様式)
- ③ 履歴書(第4号様式) ※「入学」及び「卒業」年月日がわかるように明記してください。
- ④ 誓約書(第5号様式)
- ⑤ 身元保証書(第6号様式)

- ⑥ 留学後の進路調査(第7号様式)
- ⑦ 日本語理解力調査書(第8号様式) ※日本語能力検定資格認定証の写しを添付
- ⑧ 留学同意書・推薦書(第9号様式)
- ⑨ 健康診断証明書(第10号様式)
- ⑩ コース選択表(第11号様式)
- ⑪ 専攻希望書(第11号様式別添②伝統芸能習得用)
- ⑫ 委任状(第12号様式) 二重国籍者は日本と居住国の旅券の写しを2つとも提出
- ⑬ 旅券(パスポート)の写し ※期限が有効なものを提出してください。
- ⑭ 応募時以前3ヶ月以内に撮影した顔写真(縦4cm×横3cm) 8枚
- ⑮ 留学志望動機等に対する作文(第24号様式4枚以上を本人自筆による日本語で書くこと)

*必ず規定の様式を使用すること。

*日本語で記入すること。

*二重国籍者は日本と居住国の旅券の写しを2つとも提出すること。また、「委任状(第12号様式)」を提出すること。

*日本語能力試験の有資格者は、日本語能力認定書の写しも添付すること。

8 提出期限

推薦機関の長は、前記出願書類及び推薦書類を日本時間の2022年3月17日(木)で

に、下記提出先あてにメールにて必着させること。(書類の原本は保管してください。)

※1 台湾からの留学希望者は、直接ご本人がご提出ください。

※2 書類不備をなくす。

例年、書類不備による出願の遅れがあります。書類を県(UNC)へ提出する前に、応募書類確認表を活用し、内容のチェックを入念に行うようにしてください。

※3 推薦=受入ではない。

推薦された時点で留学できると思い込み、大学を休学したり、仕事を退職または辞職したりするケースがあるようですが、沖縄への留学は、①県(UNC)での書類審査、②希望大学からの入学許可、この2つをクリアしなければ最終決定とはなりませんのでお気をつけ下さい。

※4 応募条件について

応募後、応募資格条件を欠いた場合(健康面や大学の卒業見込みなど)は、すぐにUNCへ連絡してください。

※5 新型コロナウイルスについて

新型コロナウイルスの感染状況によっては、渡航前のPCR検査実施や、日本到着後の一定期間の隔離など、入国規制が行われることがあります。また、留学自体の中止や内容変更もありえますので、ご留意ください。

【提出先・問合せ先】

ウチナーネットワークコンシェルジュ Uchinā Network Concierge

〒901-2552 沖縄県浦添市字前田 1143-1

独立行政法人国際協力機構沖縄センター(JICA 沖縄)内

1143-1, Aza Maeda, Urasoe City, Okinawa Prefecture 901-2552

JICA Okinawa Center (JICA Okinawa)

TEL : 070-3801-8668 Mail : info1@wun.jp

9 受入決定について推薦機関の長は、留学合否の結果を本人に通知するものとする。

特記事項

1 留学生の指導

- (1) 知事は、UNCからの協議に基づき留学生の滞在中の行動・生活態度等について適当な助言と勧告を与えることができる。
- (2) 留学生は、県外に旅行するときは、県外旅行願(第15号様式)をUNCに提出し、あらかじめ知事の承認を得なければならない。
- (3) 知事は、留学生の車・オートバイ等の使用を原則認めない。
- (4) 留学生は、金銭を目的としたアルバイトは原則禁止とする。やむを得ない理由でアルバイトをする必要があるときは、資格外活動許可願(第23号様式)をUNCに提出し、あらかじめ知事の承認を得なければならない。
- (5) 留学生は留学期間中、原則として一時帰国・海外渡航してはならないが、やむを得ない理由により、国外へ渡航する場合は、一時帰国願(第16号様式)をUNCに提出し、あらかじめ知事の承認を得なければならない。一時帰国の場合、出身国での滞在中、留学生に対して生活費を支給しないものとし、既に生活費を支給している場合は、当該日数分を払い戻しさせることができる。
- (6) 留学生は、留学期間中は積極的にSNS等を活用して沖縄での生活等について情報発信を行い、自国の関係者に対し現在の沖縄の状況を伝えるよう努めること。

2 留学生の帰国義務

- (1) 留学生は留学の期間が終了したとき又は留学生の身分を喪失したときは、速やかに帰国しなければならない。但し、知事が特に認める場合はこの限りではない。
- (2) 帰国延長を希望する者は、次の各号に掲げる書類をUNCに提出しなければならない。
 - ① 帰国延長願(第17号様式)
 - ② 帰国延長要請(第18号様式)
 - ③ 誓約書(第19号様式)
 - ④ 身元保証人確認書(第20号様式)
- (3) 前項の規定にかかわらず、災害等のやむを得ない事情により帰国が困難な留学生については、その事情が解消されたと認められるまでの期間、帰国を延長することが出来るものとし、元留学生として帰国に係る旅費及び帰国までの期間における生活費(居住に必要な実費のみ)、厚生費、その他知事が必要と認める経費を支給することが出来る。

3 留学報告書及び修了報告書の提出

- (1) 留学生は、就学後四半期毎にウチナンチュ子弟等留学生留学報告書（第21号様式）をUNCに提出しなければならない。なお、UNCの指定するSNS等に報告内容を記事として投稿し、その写しを添付することで、報告書に代えることが出来る。提出期限は、各期終了後20日以内とする。なお、4／四半期分については、本条第2項の修了報告書を代わりとしてよい。
- (2) 留学生は前項の留学報告書のほか、就学及び研修終了後10日以内にウチナンチュ子弟等留学生修了報告書(第22号様式)をUNCに提出しなければならない。

4 その他（新型コロナウイルス感染症関連）

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、留学生受入の中止、または受入期間や実施方法の変更を行うことがある。
- (2) 2021年度（令和3年度）に留学生として内定していた者について、2022年度も再度推薦することができる。その場合、あらためて所定の必要書類一式を提出すること。（昨年度のコピーをそのまま使用することは不可）